①国名	Russian Federation （ＲＵ） （ロシア連邦）
②名称	Federal Service for Intellectual Property (ROSPATENT)
③所在地	30-1 Berezhkovskaya nab. GSP-3, Moscow 123993
④連絡先	（電話）(7 495) 531 63 84 （FAX） (7 499) 531 63 18 (E-mail) icd@rospatent.gov.ru (internet)https://rospatent.gov.ru/en
⑤組織の長 ⑥沿革	Acting Director General ： Mr. Yury ZUBOV
	(1) ロシアにおける工業所有権の対象の法的保護の展開は、ロシアの歴史やロシアにおいて起っている社会・経済的な転換と密接に繋がっている。ロシアにおける技術革新の保護は、16－17 世紀に始まっている。それが法的形式として存在するようになったのは、封建的「特権」に基づいてであり、長い年月の間、ロシア皇帝の慈悲により配布された「特許証」という財産として保有されてきた。例えば「特許証」は、工場を建設するために渡された。 (2) 発明の保護の最初の期間が全面的に法律に定められたのは、ロシア皇帝が 1812 年 6 月 17 日に「技術及び手工芸術及び手工芸についての各種の発明及び発見に対する特権に関する」宣言に署名したことによってであった。 事実上、これがロシアにおいて発明に対する特権の内容及び形式、その交付手続 き、条件、手数料、取り消し理由及び裁判の順序を定めた最初の特許法であった。 (3) 1896 年 5 月 20 日に「技術革新及び改善に対する特権についての法」が公布されたが、これは最新の特許制度の主要な要素を集約したものであった。この制度では、発明の対象及び弁別的特徴を含む発明の説明を提出するよう要求すること、新規性を決定するために発明の実体審査を行うこと、発明を 15 年間使用する排他的権利を付与すること等が行われた。しかしながら、発明を保護する方式として特許が導入されたのは、1924 年 9 月 12 日のソビエト連邦時代になってからであった。 (4) この独特な特許制度は 1931 年までは存在し続けたが、1931 年には「発明及び技術上の改良についての規則」により著作者免許を用いて発明を法的に保護する形式が保護を行う主要な方法として導入された。登録された発明は全てが国家の財産と宣言された。この状況は、最初にソビエト連邦に 1991 年に、次にロシア連邦に 1992 年に近代特許制度が再構築された 1990 年代末まで続いた。 (5) 現行の特許法制度は、1992 年 9 月 23 日からロシア連邦で存続している。2003 年 2 月 7 日には、この法律に対する修正が採択され、同年の 3 月 11 日に施行された。 (6) ロシアの産業財産権法は、一部改正が行なわれると共に民法典第 4 部に集約され、2008 年 1 月 1 日に施行された。 (7) ロシア連邦は、2012 年 8 月 22 日に WTO 加盟が発効し、WTO 加盟国となった。
⑦所管	特許、実用新案、意匠、商標、著作権、営業秘密、原産地表示、半導体集積回路の回路配置、商号、コンピュータ・プログラム及びデータベース

①国名	Russian Federation （ＲＵ） （ロシア連邦）

⑩加盟条約

WIPO	ベルヌ	ブリュッセル	フィルム登録	マドリッド(原産地表示)
1970/4/26	1995/3/13	1989/1/20		
ナイロビ(オリンピック)	パリ	PLT	レコード保護	ローマ
1986/4/17	1965/7/1	2009/8/12	1995/3/13	2003/5/26
シンガポール	TLT	ワシントン	WCT(著作権)	WPPT(演奏及びレコード)
2009/12/18	1998/5/11		2009/2/5	2009/2/5
ブタペスト	ハーグ			リスボン
	ロンドンアクト	ハーグアクト	ジュネーブアクト	
1981/4/22			2018/2/28	
マドリッド(標章)	マドプロ	PCT	ロカルノ	ニース
1976/7/1	1997/6/10	1978/3/29	1972/12/15	1971/7/26
ストラスブール	ウィーン	WTO		
1976/10/3		2012/8/22		

⑪統計データ

出願件数		2020 年	2021 年	2022 年	2023 年
特許	全数	34,984	30,977	26,924	26,720
	（内　外国出願）	11,225	11,408	7,954	6,097
	（内日本から）	1,152	1,063	605	418
	（内　PCT ルート）	9,079	9,621	6,581	4,897
実用新案	全数	9,195	9,079	8,521	9,742
	（内　外国出願）	336	206	153	160
意匠	全数	7,568	8,052	6,868	7,829
	（内　外国出願）	3,729	3,786	2,629	2,325
	（内日本から）	282	189	90	85
商標	全数	92,443	106,077	109,375	141,981
	（内　外国出願）	25,037	27,087	19,335	18,975
	（内日本から）	888	812	531	424

登録件数		2020 年	2021 年	2022 年	2023 年
特許	全数	28,788	23,662	23,315	23,406
	（内　外国出願）	11,607	8,650	8,008	6,443
	（内日本から）	1,170	920	843	493
	（内　PCT ルート）	9,335	7,074	6,603	5,517
実用新案	全数	6,748	6,955	7,178	6,639
	（内　外国出願）	246	222	153	108
意匠	全数	6,139	7,001	6,579	6,166
	（内　外国出願）	3,625	3,628	2,941	2,330
	（内日本から）	285	216	128	67
商標	全数	67,120	72,621	81,524	86,032
	（内　外国出願）	25,062	25,363	21,507	16,572
	（内日本から）	958	871	729	408

出典：WIPO IP Statistics

①国名	Russian Federation （ＲＵ） （ロシア連邦）

⑫　組　　織

〈組織図〉

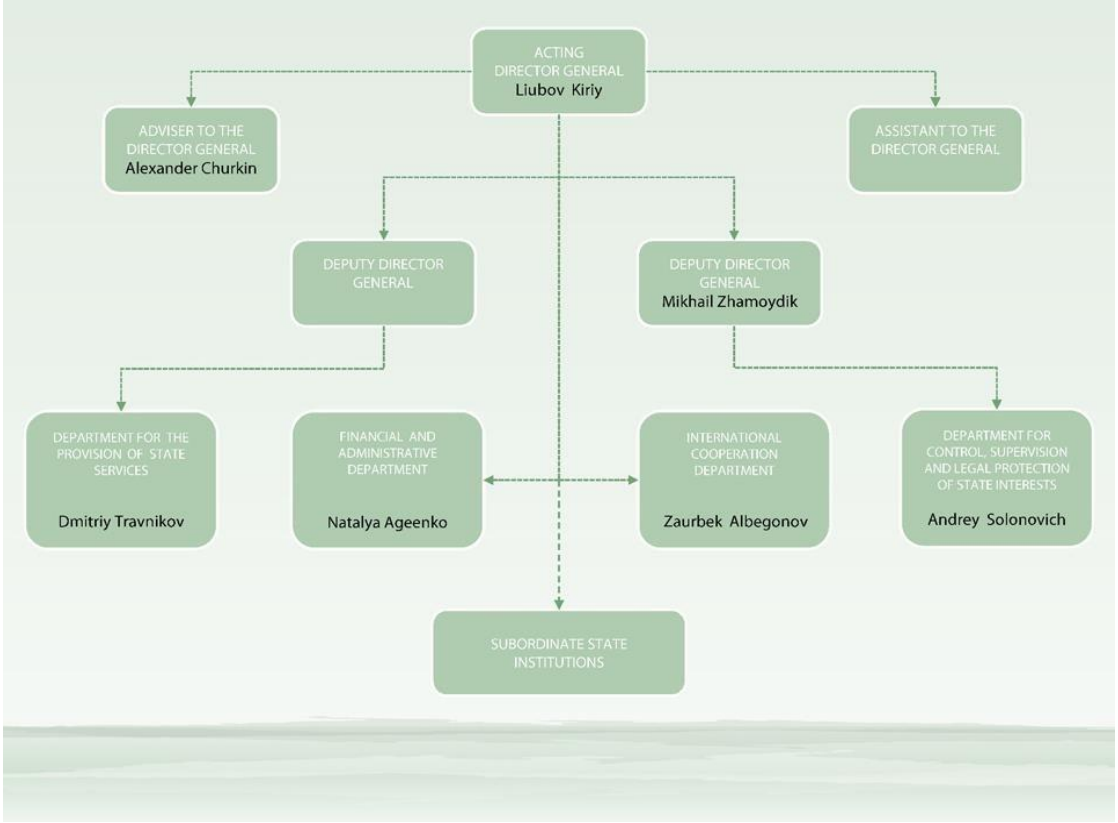

（出典）： ROSPATENT HP

①国名	Russian Federation （ＲＵ） （ロシア連邦）	
特許制度	②最新特許法の施行年月日	2021 年 6 月 11 日改正 （民法典第４部）
	③地理的効力の範囲	ロシア連邦内のみ(民法典第 1346 条)
	④他国制度との関係	ユーラシア特許条約加盟国(民法典第 1397 条)
	⑤出願人資格	発明者及び承継人(自然人、法人)(民法典第 1357 条(2))
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。ロシアに非居住の出願人は、代理人として特許弁護士を選任しなければならない。(民法典第１247 条(2)、(3))
	⑦出願言語	ロシア語(民法典第 1374 条(2))
	⑧特許権の存続期間及び起算日	出願日から 20 年。特許の効力は、特許付与日から発生する。 また、使用するために許可を必要とする薬物、殺虫剤又は農薬に関連した発明の出願日から、当該発明を使用する初回許可の受領日まで、5 年を上回る期間が経過した場合、発明に係る排他的権利及び当該権利を証する特許の存続期間は、特許権者からの請求に応じて延長することができる。この延長できる期間は、当該出願の出願日から起算して、発明を使用する初回許可の受領日に至る期間から 5 年を減じた期間である。 (民法典第１363 条(1)、(2))
	⑨新規性の判断基準	内外国公知公用、内外国刊行物(民法典第 1350 条(2))
	⑩ｸﾞﾚｰｽﾋﾟﾘｵﾄﾞ	有。発明者、出願人又はこれらから直接又は間接に情報を得た者による発明に関する情報の開示。期間は、開示日から 6 月。 (民法典第 1350 条(3))
	⑪非特許対象	(1) 発見、並びに科学理論及び数学的方法に関する発明 (2) 製品の外観のみに関する提案で、美的要件を満たすためのものに関する発明 (3) 遊技、知的活動又は事業活動の規則及び方法に関する発明 (4) コンピュータ・ソフトウェアに関する発明 (5) 情報の提示に関する発明 (6) 植物品種及び動物種に関する発明 (7) 集積回路の回路配置に関する発明 (8) 公序良俗に反する発明 (9)ヒトのクローン化方法及び得られるクローン (10)ヒトの胚細胞株の遺伝的完全性の組換え方法 (11)工業目的及び商業目的でのヒトの胚の使用 (民法典第 1349 条(4)、第 1350 条(5)、(6))
	⑫実体審査の有無及び審査事項	有。特許出願は、実体審査の請求が行われると実体審査が行われる。 (民法典第 1386 条(2))
	⑬審査請求制度の有無	有。審査請求は、出願日から 3 年以内に行なわなければならない。請求が所定の期間内に提出されない場合は、出願は取り下げられたものとみなされる。(民法典第 1386 条(1))
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	有。 ROSPATENT はグローバル PPH の参加庁であり、特許審査ハイウェイ(PPH)に基づく早期審査の申請ができる。ただし、2022 年 10 月現在、PPH は一時停止とされている。
	⑮出願公開制度の有無	有。出願は、出願日から 18 月経過後に公開される。 (民法典第 1385 条(1))
	⑯異議申立制度の有無	無。
	⑰無効審判制度の有無	有。何人も、特許の無効を、特許庁に対して、特許の存続期間中、何時でも請求することができる。 また、特許権の存続期間満了後でも請求することができる。 (民法典第 1398 条(2))
	⑱実施義務	有。特許付与日から 4 年。この間の不実施又は不十分な実施は、強制実施権設定の対象となる。(民法典第 1362 条(1))

①国名	Russian Federation （ＲＵ） （ロシア連邦）	
	⑲費用 単位 RUR （ロシア・ルーブル）	［出願から登録までに掛かる費用］ 出願料　3,300 RUB（クレーム数 10 まで） 700 RUB（10 超の各クレームにつき） 実体審査料　12,500 RUB（最初の独立クレーム） 9,200 RUB（2 番目以降の各独立クレームにつき） 特許付与手数料 3,000 RUB ［特許権維持に掛かる費用］ 年金(何れも毎年) 3 年－4 年次　1700 RUR（毎年）　11 年－12 年次　7,300 RUR（毎年） 5 年－6 年次　2,500 RUR（毎年）　13 年－14 年次　9,800 RUR（毎年） 7 年－8 年次　3,300 RUR（毎年）　15 年－18 年次　12,200 RUR（毎年） 9 年－10 年次　4,900 RUR（毎年）　19 年－ 20 年次　16,200 RUR（毎年） 21 年－ 25 年次　24,000 RUR（延長、毎年）
	⑳料金減免措置の有無	有。 次の 3 つの条件を満たすとき、特許料の減免（特許料の最初の 3 年間について最高 75～80％減額）を受けることができる。 (1) ロシア連邦の永住者であること。 (2) 発明のただ 1 人の発明者であること。 (3) 発明者自身の名前で特許の出願をしている、又はただ 1 人の特許保有者であること。
	㉑PCT における国内料金減額措置の有無	有。Rospatent で作成された国際調査報告がある場合には、審査料が 50％、またその他の国際調査機関による国際調査報告書がある場合には、審査料が 20％低減される。

①国名	Russian Federation （ＲＵ） （ロシア連邦）	
実用新案制度	②最新実新案法の施行年月日	2021 年 6 月 11 日改正 （民法典第４部）
	③地理的効力の範囲	ロシア連邦内のみ(民法典第 1346 条)
	④他国制度との関係	無。
	⑤出願人資格	考案者及び承継人(自然人、法人)(民法典第 1357 条(2))
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。ロシアに非居住の出願人は、代理人として特許弁護士を選任しなければならない。(民法典第１247 条(2)、(3))
	⑦出願言語	ロシア語(民法典第 1374 条(2))
	⑧実用新案権の存続期間及び起算日	出願日から 10 年。 (民法典第 1363 条(1))
	⑨新規性の判断基準	内外国公知公用、内外国刊行物(民法典第 1351 条(2))
	⑩ｸﾞﾚｰｽﾋﾟﾘｵﾄﾞ	有。考案者、出願人又はこれらから直接若しくは間接に情報を得た者による発明に関する情報の開示。期間は、開示日から６月。 (民法典第 1351 条(3))
	⑪不登録対象	次の事項が規定されている。 (1) 発見、並びに科学理論及び数学的方法に関する発明 (2) 製品の外観のみに関する提案で、美的要件を満たすためのものに関する発明 (3) 遊技、知的活動又は事業活動の規則及び方法に関する発明 (4) コンピュータ・ソフトウェアに関する発明 (5) 情報の提示に関する発明 (6) 植物品種及び動物種に関する発明 (7) 集積回路の回路配置に関する発明 (8) 公序良俗に反する発明 (9)ヒトのクローン化方法及び得られるクローン (10)ヒトの胚細胞株の遺伝的完全性の組換え方法 (11)工業目的及び商業目的でのヒトの胚の使用 （民法典第 1351 条(1)、(5)、(6)、第 1349 条(4)）
	⑫実体審査の有無及び審査事項	有。方式審査の結果が肯定的であった場合は，実用新案出願の実体審査が行われる(民法典第 1390 条)
	⑬審査請求制度の有無	無。(民法典第 1390 条(2))
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮出願公開制度の有無	無。(民法典第 1390 条(3))
	⑯異議申立制度の有無	無。
	⑰無効審判制度の有無	有。何人も、特許の無効を、特許庁に対して、特許の存続期間中、何時でも請求することができる。 また、特許権の存続期間満了後でも請求することができる。 (民法典第 1398 条(2))
	⑱実施義務	有。実用新案付与日から３年。この間の不実施又は不十分な実施は、強制実施権設定の対象となる。 (民法典第 1362 条(1))

①国名	Russian Federation （ＲＵ） （ロシア連邦）	
	⑲費用 単位 RUR （ロシア・ルーブル）	［出願から登録までに掛かる費用］ 出願料　2,700 RUR(クレーム数 10 まで) 700 RUB（10 超の各クレームにつき） 実体審査料　2,500 RUR 登録料　3,000 RUR ［実用新案権維持に掛かる費用］ 年金(何れも毎年) 1 年－2 年次　800 RUR(毎年)　7 年－8 年次　3,300 RUR(毎年) 3 年－4 年次　1,700 RUR(毎年)9 年－10 年次　4,900 RUR(毎年) 5 年－6 年次　2,500 RUR(毎年)
	⑳料金減免措置の有無	有。 次の 3 つの条件を満たすとき、特許料の減免（特許料の最初の 3 年間について最高 75～80%減額）を受けることができる。 (1) ロシア連邦の永住者であること。 (2) 発明のただ 1 人の発明者であること。 (3) 発明者自身の名前で特許の出願をしている、又はただ 1 人の特許保有者であること。
	㉑PCT における国内料金減額措置の有無	無。
	(備考)	実用新案特許の保護対象：装置に関する技術的解決についての考案(民法典第 1351 条(1))

①国名	Russian Federation （RU） （ロシア連邦）	
意匠制度	②最新意匠法の施行年月日	2021 年 6 月 11 日改正 （民法典第４部）
	③地理的効力の範囲	ロシア連邦内のみ(民法典第 1346 条)
	④他国制度との関係	無。
	⑤出願人資格	創作者及び承継人(自然人、法人)(民法典第 1357 条(2))
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。ロシアに非居住の出願人は、代理人として特許弁護士を選任しなければならない。 （民法典第１247 条(2)、(3))
	⑦出願言語	ロシア語(民法典第１374 条(2))
	⑧意匠権の存続期間及び起算日	出願日から 5 年。通常 25 年を上限として 5 年単位で繰り返し延長することができる。(民法典第１363 条(1)、(3))
	⑨新規性の判断基準	内外国公知公用、内外国刊行物(民法典第１352 条(2))
	⑩ｸﾞﾚｰｽﾋﾟﾘｵﾄﾞ	有。創作者、出願人又はこれらから直接又は間接に情報を得た者による発明に関する情報の開示日から 12 月 （民法典第１352 条(4))
	⑪不登録対象	(1) 物品の技術的機能のみから特定される意匠の創作 (2)製造者、製造場所、容器の内容物等を使用者に誤認させる虞のある意匠の創作 (3)公共の利益、人間性及び倫理性の原則に反する意匠の創作 (4) 公序良俗に反する意匠の創作 （民法典第 1352 条(5)、第 1349 条(4))
	⑫実体審査の有無	有。方式審査の結果が肯定的であった場合は、意匠出願の実体審査が行われる。(民法典第 1391 条)
	⑬審査請求制度の有無	無。(民法典第 1391 条)
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮部分意匠制度の有無	無。
	⑯関連意匠制度の有無	無。
	⑰「組物」の意匠制度の有無	無。いわゆる「組物」の意匠制度はないが、1 件の意匠又は単一の創作的概念を形成するように密接に関係付けられた一群の意匠を、一出願とすることができる。(民法典第 1377 条(1))
	⑱意匠分類	国際分類（ロカルノ分類）採用している。
	⑲出願公開制度の有無	無。(民法典第 1391 条(3))
	⑳秘密意匠制度の有無	無。
	㉑異議申立制度の有無	無。
	㉒無効審判制度の有無	有。何人も、特許の無効を、特許庁に対して、特許の存続期間中、何時でも請求することができる。 また、特許権の存続期間満了後でも請求することができる。 (民法典第 1398 条(2))
	㉓登録表示義務	無。

①国名	Russian Federation （ＲＵ） （ロシア連邦）	
	㉔費用 単位 RUR (ロシア・ルーブル)	［出願から登録までに掛かる費用］ 出願料　1,700 RUR 700 RUB（1 意匠につき） 実体審査料　3,000 RUR 2,500 RUB（1 意匠グループにつき） 登録料　3,000 RUR(各意匠につき) ［意匠権維持に掛かる費用］ 年金 3 年－4 年次 1,700 RUR(毎年)　11 年－12 年次 7,300 RUR(毎年) 5 年－6 年次 2,500 RUR(毎年)　13 年－14 年次 9,800 RUR(毎年) 7 年－8 年次 3,300 RUR(毎年)　15 年次 12,200 RUR(毎年) 9 年－10 年次 4,900 RUR(毎年)
	㉕料金減免措置の有無	有。 次の 3 つの条件を満たすとき、特許料の減免（特許料の最初の 3 年間について最高 75～80％減額）を受けることができる。 (1) ロシア連邦の永住者であること。 (2) 意匠のただ 1 人の発明者であること。 (3) 創作者自身の名前で特許の出願をしている、又はただ 1 人の特許保有者であること。

①国名	Russian Federation （ＲＵ） （ロシア連邦）	
商標制度	②最新商標法の施行年月日	2021 年 6 月 11 日改正（民法典第４部）
	③地理的効力の範囲	ロシア連邦内(民法典第 1479 条)
	④他国制度との関係	無。
	⑤商標法の保護対象	商品、役務、団体標章（民法典第 1477 条(2)、第 1492 条(5)）
	⑥商標の種類	文字商標、図形商標、記号商標、立体商標、結合商標、色彩商標 （民法典第 1482 条）
	⑦出願人資格	商標を使用する者及び承継人(自然人、法人)（民法典第 1492 条(1)）
	⑧権利付与の原則	先願主義。(民法典第 1483 条(6)1)、2))
	⑨本国登録要件	無。
	⑩現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。ロシアに非居住の出願人は、代理人として特許弁護士を選任しなければならない。　　(民法典第１247 条(2)、(3))
	⑪出願言語	ロシア語(民法典第 1492 条(6))
	⑫商標権の存続期間及び起算日	出願日から 10 年。10 年毎に更新できる。 (民法典第 1491 条(1)、(2))
	⑬ｸﾞﾚｰｽﾋﾟﾘｵﾄﾞ	有。　次の事項が規定されている。 国際博覧会への出品/出展に係る商標の展示。期間は、出品/出展日から６月。(民法典第 1495 条(2))
	⑭不登録対象	(1) 識別性を有しない標章 (2) 普通に使用されている符号及び用語のみからなる標章 (3) 商品の種類、品質、数量、特性、機能若しくは販売の場所及び時期を表わす要素のみからなる標章 (4) 商品の性質に起因する形状のみから構成されている標章 (5) 国の紋章、旗章又は記章、国の公の名称、国際政府機関の記章、略称又は正規の名称、監督用又は証明用の公の記号、分析標識又は印章、勲章その他の名誉の記章を構成する記号又は表示、又はこれらの記号又は表示と類似する記号又は表示、これらの記号又は表示が権威ある当局又は所有者の許諾を得て、未保護の要素として組入れられた標章 (6) 商品又はその商品の製造者に対し、不正確な又は需要者に誤認をさせるおそれがある記号又は表示の標章 (7) 公序良俗に反する標章 (8) ロシア連邦の人々の文化遺産又は世界の文化又は自然遺産の特に貴重な物体の公式名称及び像、又はコレクション又は基金に保管された文化的価値のある像と同一の、又はこれらに混同を生じさせるほどに類似する標章 (9) ロシア連邦が締約国である国際条約に基いて、当該条約の締約国の１においてその領域を原産地とし(当該国の地理的国境内で生産され)、主としてその原産地により決定される独特の品質、名称その他の特性を有するぶどう酒又はアルコール飲料を識別する標識として保護されている要素を表わす、又は取入れる標章(民法典第 1483 条)
	⑮防護標章制度の有無	無。
	⑯周知商標制度の有無	有。申請時点において、集中的に使用されていた結果、当該商品に関係する消費者の間でロシア連邦内で広く知られていた場合は、周知商標として保護される。(民法典第 1508 条)
	⑰一出願多区分制度の有無	有。(民法典第 1492 条(3)3))
	⑱実体審査の有無及び審査事項	有。 (民法典第 1499 条(1))
	⑲審査請求制度の有無	無。(民法典第 1499 条(1))

①国名	Russian Federation （ＲＵ） （ロシア連邦）	
	⑳優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	㉑出願公開制度の有無	無。
	㉒異議申立制度の有無	無。（民法典第 1506 条、第 1512 条、第 1513 条）
	㉓無効審判制度の有無	有。（民法典第 1512 条、第 1513 条）
	㉔不使用取消制度の有無	有。3 年。継続して 3 年間の商標の不使用は、不使用取消の対象となる。（民法典第 1486 条(1)）
	㉕商標分類	国際分類（ニース分類）を採用している。
	㉖図形要素の分類	国際図形分類（ウィーン図形分類）を採用している。 （ウィーン協定には未加盟）
	㉗譲渡要件	無。商標権は、営業の譲渡とは関係なく譲渡することができる。 （民法典第 1488 条(1)）
	㉘費用 単位 RUR （ロシア・ルーブル）	［出願から登録までに掛かる費用］ 出願料　3,500 RUR（5 の国際分類のクラス（以下「クラス」）まで） 1,000 RUR（5 クラスを越える場合は各分類につき） 審査料　11,500 RUR（1 クラスまで） 2,500 RUR（1 クラスを越える場合は各分類につき） 登録料　16,000 RUR（5 クラスまで） 1,000 RUR（5 クラスを越える場合は各分類につき） ［商標権の維持に掛かる費用］ 存続期間更新料　20,000 RUR（5 クラスまで） 1,000 RUR（5 クラスを越える場合は各分類につき）
	㉙料金減免措置の有無	無。